

令和5年度補正・令和6年度

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」

申請の手引き 第1期分 改訂対比表

手引きの内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

(下線部改訂箇所)

ページ・ 項目	改訂前	改訂後
129～ 130 12-4	<u>(追記)</u>	<p><u>(3) 新築の分譲マンションにて管理組合が発足していない場合、 管理組合の発足日を確認できる書類を提出してください。</u></p> <p><u>【記載の必須項目】</u></p> <p><u>《作成日》</u> ・ <u>管理組合の発足日を確認できる書類を作成した日付の記載</u></p> <p><u>《申請者名》</u> ・ <u>販売事業者名の記載</u></p> <p><u>《設置場所名称》</u> ・ <u>申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）</u></p> <p><u>《発足日》</u> ・ <u>管理組合の発足予定日の記載</u></p>

令和5年度補正・令和6年度

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」

申請の手引き 第1期分 改訂対比表

手引きの内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

(下線部改訂箇所)

ページ・項目	改訂前	改訂後
14 3-6	第1期(急速) : 令和6年7月中旬 ~ 令和6年8月 (普通) : 令和6年7月中旬 ~ 令和6年8月 第2期(急速) : 令和6年11月 (普通) : 令和6年11月 ~ 令和6年12月中旬	第1期(急速) : 令和6年7月中旬 ~ 令和6年9月上旬 (普通) : 令和6年7月中旬 ~ 令和6年9月上旬 第2期(急速) : 令和6年11月 (普通) : 令和6年11月 ~ 令和6年12月中旬
15 3-11	第1期(急速) : 令和6年12月27日(金) (普通) : 令和6年11月29日(金) 第2期(急速) : 令和7年1月31日(金) (普通) : 令和7年1月31日(金)	第1期(急速) : 令和7年1月31日(金) (普通) : 令和6年12月13日(金) 第2期(急速) : 令和7年1月31日(金) (普通) : 令和7年1月31日(金)
140 14-1	(2) 充電設備の設置場所は、申請者が 所有する 事務所・工場等の敷地 ^(注4) 内であること。	(2) 充電設備の設置場所は、申請者の 事務所・工場等 の敷地 ^(注4) 内であること。
209	<u>(追記)</u>	<u>改定 令和6年6月26日</u>
215	<u>(追記)</u>	<u>(附 則)</u> <u>1. この実施細則の制定は、第14条の審査委員会の審議を経て決定する。</u> <u>2. この実施細則は、令和6年6月26日から適用する。</u>

ページ・ 項目	改 訂 前					改 訂 後				
229 (別表3)	選定区分	充電設備 の種類	交付申請期間 (注1)	交付決定 期間 (注1)	実績報告期限日	選定区分	充電設備 の種類	交付申請期間 (注1)	交付決定 期間 (注1)	実績報告期限日
	令和6年 第1期	急速充電 設備	令和6年 <u>5月～6月</u>	令和6年 7月中旬～ <u>8月</u>	<u>令和6年12月27日(金)</u>	令和6年 第1期	急速充電 設備	令和6年 <u>5月17日(金)</u>	令和6年 7月中旬	<u>令和7年1月31日(金)</u>
		普通充電 設備			<u>令和6年11月29日(金)</u>		普通充電 設備	～ <u>6月27日(木)</u>	～ <u>9月上旬</u>	<u>令和6年12月13日(金)</u>

令和5年度補正・令和6年度

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」

申請の手引き 第1期分 改訂対比表

手引きの内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

(下線部改訂箇所)

ページ・ 項目	改訂前	改訂後
12 3-3	第1期(急速): 令和6年5月17日(金) 15時 ~ 令和6年6月 <u>17日(月)</u> 13時 (普通): 令和6年5月17日(金) 15時 ~ 令和6年6月 <u>17日(月)</u> 13時	第1期(急速): 令和6年5月17日(金) 15時 ~ 令和6年6月 <u>27日(木)</u> 13時 (普通): 令和6年5月17日(金) 15時 ~ 令和6年6月 <u>27日(木)</u> 13時

令和5年度補正・令和6年度

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」

申請の手引き 第1期分 改訂対比表

手引きの内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

(下線部改訂箇所)

ページ・ 項目	改訂前		改訂後							
13 3-4	・急速充電設備 <table border="1" data-bbox="378 678 1176 893"> <tr> <td data-bbox="378 678 517 893">6 (注10)</td> <td data-bbox="517 678 855 893"><u>目的地</u>、事務所・工場、 共同利用充電拠点</td> <td data-bbox="855 678 1176 893">定格出力10kW以上 50kW未満</td> </tr> </table>		6 (注10)	<u>目的地</u> 、事務所・工場、 共同利用充電拠点	定格出力10kW以上 50kW未満	・急速充電設備 <table border="1" data-bbox="1236 678 2033 893"> <tr> <td data-bbox="1236 678 1375 893">6 (注10)</td> <td data-bbox="1375 678 1713 893">(削除)事務所・工場、 共同利用充電拠点</td> <td data-bbox="1713 678 2033 893">定格出力10kW以上 50kW未満</td> </tr> </table>		6 (注10)	(削除) 事務所・工場、 共同利用充電拠点	定格出力10kW以上 50kW未満
6 (注10)	<u>目的地</u> 、事務所・工場、 共同利用充電拠点	定格出力10kW以上 50kW未満								
6 (注10)	(削除) 事務所・工場、 共同利用充電拠点	定格出力10kW以上 50kW未満								

令和5年度補正・令和6年度

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」

申請の手引き 第1期分 改訂対比表

手引きの内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

(下線部改訂箇所)

ページ・項目	改訂前	改訂後
132 12-8	既に充電設備がある場合は、当該マンションの居住者が電気自動車を所有していることを証する <u>以下の書類を</u> 「状況等報告」にて <u>(1)～(3)を併せて</u> アップロードし、提出してください。	既に充電設備がある場合は、当該マンションの居住者が電気自動車を所有していることを証する書類として、 <u>(1)についてはアップロードし、提出してください。(2)(3)については</u> 、「状況等報告」にてアップロードし、提出してください。
137 13-4	既に充電設備がある場合は、当該月極駐車場の契約者が電気自動車を所有していることを証する以下の書類を「状況等報告」にて <u>(1)～(3)を併せてアップロードし、提出してください。</u> <u>(1) 電気自動車等の自動車検査証(車検証)</u>	既に充電設備がある場合は、当該月極駐車場の契約者が電気自動車を所有していることを証する以下の書類として、 <u>電気自動車等の自動車検査証(車検証)をアップロードし、提出してください。</u> <u>(削除)</u>
138 13-4	注7：割賦販売およびリース車両(リース期間1年以上)の場合は除く。 <u>また、所有者が居住者である使用者(血縁者や雇用契約者に限る。)へ貸与している場合は、血縁関係や貸与を証する書類の提出が必要です。</u>	注7：割賦販売およびリース車両(リース期間1年以上)の場合は除く。 <u>(削除)</u>

ページ・ 項目	改訂前	改訂後								
141 14-3	<p>既に充電設備がある場合は、当該事務所・工場等が電気自動車を所有していることを証する以下の書類を「状況等報告」にて<u>(1)～(3)</u>を併せてアップロードし、提出してください。</p> <p><u>(1) 電気自動車等の自動車検査証（車検証）</u> (注<u>9</u>) (注<u>10</u>) (注<u>11</u>)</p>	<p>既に充電設備がある場合は、当該事務所・工場等が電気自動車を所有していることを証する以下の書類として、<u>電気自動車等の自動車検査証（車検証）</u>をアップロードし、提出してください。</p> <p><u>(削除)</u> (注<u>10</u>) (注<u>11</u>) (注<u>12</u>)</p>								
142 14-3	注 <u>6</u> ： 注 <u>7</u> ： 注 <u>8</u> ：	注 <u>10</u> ： 注 <u>11</u> ： 注 <u>12</u> ：								
219 (別表1－ 第1期及び 第2期)	<p>・蓄電池付き急速充電設備</p> <table border="1" data-bbox="360 890 1182 1177"> <tr> <td>150k W以上</td> <td>高速道路SA・P A及び道の駅等への 充電設備設置事業のうち、 「高速道路SA・ PA」への設置</td> <td>定額 1/1 以内</td> <td>1口 <u>500万円</u> 2口 <u>700万円</u> ※3口目以降1口 当たり 350万円加算</td> </tr> </table>	150k W以上	高速道路SA・P A及び道の駅等への 充電設備設置事業のうち、 「高速道路SA・ PA」への設置	定額 1/1 以内	1口 <u>500万円</u> 2口 <u>700万円</u> ※3口目以降1口 当たり 350万円加算	<p>・蓄電池付き急速充電設備</p> <table border="1" data-bbox="1220 890 2040 1177"> <tr> <td>150k W以上</td> <td>高速道路SA・P A及び道の駅等への 充電設備設置事業のうち、 「高速道路SA・ PA」への設置</td> <td>定額 1/1 以内</td> <td>1口 <u>600万円</u> 2口 <u>800万円</u> ※3口目以降1口 当たり 350万円加算</td> </tr> </table>	150k W以上	高速道路SA・P A及び道の駅等への 充電設備設置事業のうち、 「高速道路SA・ PA」への設置	定額 1/1 以内	1口 <u>600万円</u> 2口 <u>800万円</u> ※3口目以降1口 当たり 350万円加算
150k W以上	高速道路SA・P A及び道の駅等への 充電設備設置事業のうち、 「高速道路SA・ PA」への設置	定額 1/1 以内	1口 <u>500万円</u> 2口 <u>700万円</u> ※3口目以降1口 当たり 350万円加算							
150k W以上	高速道路SA・P A及び道の駅等への 充電設備設置事業のうち、 「高速道路SA・ PA」への設置	定額 1/1 以内	1口 <u>600万円</u> 2口 <u>800万円</u> ※3口目以降1口 当たり 350万円加算							
232 (別表5)	<p>【第1期及び第2期における特有の必要添付書類】</p> <p>①<u>商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業並びに</u>マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業の申請において、</p>	<p>【第1期及び第2期における特有の必要添付書類】</p> <p>①<u>(削除)</u>マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業の申請において、</p>								